



控 訴 状

2024年12月12日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 喜 田 村 洋 一

同 弁護士 二 関 辰 郎

同 弁護士 牧 田 潤 一 朗

同 弁護士 小 野 高 広



当事者及び代理人の表示 別紙当事者目録のとおり

オンライン資格確認義務不存在確認等請求控訴事件

訴訟物の価額	金	21億8560万円
貼用印紙額	金	810万円

上記当事者間の東京地方裁判所令和5年（行ウ）第81号オンライン資格確認義務不存在確認等請求事件（以下「第1事件」といい、第1事件について控訴を提起する別紙2の控訴人らを「第1事件控訴人ら」という）、同第162号同請求事件（以下「第2事件」といい、第2事件について控訴を提起する別紙3の控訴人らを「第2事件控訴人ら」という）及び同第372号同請求事件（以下「第3事件」といい、第3事件について控訴を提起する別紙4の控訴人らを「第3事件控訴人ら」という）について、2024（令和6）年11月28日に言い渡された判決は全部不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 控訴人らは、保険医療機関として、患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認により療養の給付を受けることを求められた場合に、同資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認する義務及び同資格があることの確認ができるようあらかじめ必要な体制を整備する義務がないことを、それぞれ確認する

- 3 被控訴人は、第1事件控訴人らに対して各10万円及びこれに対する令和5年3月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を、第2事件控訴人らに対して各10万円及びこれに対する同年5月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を、第3事件控訴人らに対して各10万円及びこれに対する同年9月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を、それぞれ支払え
- 4 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とする
との判決を求める。

第3 控訴の理由

おって、控訴理由書を提出する。

以 上

付属書類

- | | |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 訴訟委任状 | 4 通 |

※ 控訴人ら1366名のうち、訴訟委任状を提出した4名を除く1362名については、おって訴訟委任状を提出する。